Ⅲ　制度の評価（前編：環境保全効果）

１．地球温暖化防止効果

（要旨）

○　地球温暖化防止効果が見込まれる有機農業、カバークロップ等の取組について「土壌の CO_2 吸収「見える化」サイト 」又は計算式を用いて効果を評価

○　上記において温室効果ガスの削減が確認されたもの（化学肥料５割減による温室効果ガス削減量を超えるもの）を「効果が高い」と評価

○　リビングマルチについてはほぼ全取組で効果が高かったが１県の取組で「効果が低い」、水稲における緩効性肥料の利用については「効果が低い」の評価。その他の取組については「効果が高い」と評価

（１）取組の実施状況

支援対象取組のうち、地球温暖化防止効果が見込まれる取組分類とその概要を表３－１に示した。これらの取組によって、直接的あるいは間接的に CO_2（二酸化炭素）、CH_4（メタン）、N_2O（一酸化二窒素）といった温室効果ガスの削減が見込まれる（図３－１）。

実施面積は、全国共通取組である堆肥の施用（19,890ha）とカバークロップ（18,398ha）、有機農業（14,537ha）が特に多く、次いで緩効性肥料の利用と長期中干しを組み合わせた取組（6,820ha）、IPM と長期中干しを組み合わせた取組（6,712ha）であった。

表 3-1 地球温暖化防止効果が見込まれる取組分類（D:農業環境対策課作成）

	対象取組の種類	該当都道府県数	実施面積(ha)	削減が見込まれる温室効果ガス	効果の内容
全国共通取組	有機農業	47	14,537	CO_2	農地へ投入した有機物（カバークロップ、堆肥など）の一部が土壌中に貯留されることで、間接的に大気中のCO_2を削減（下の図3-1も参照）
全国共通取組	カバークロップ	45	18,398		
全国共通取組	堆肥の施用	40	19,890		
地域特認取組	リビングマルチ	28	1,790		
地域特認取組	草生栽培	37	124		
地域特認取組	敷草用半自然草地の育成管理	2	14		
地域特認取組	炭の投入	5	447		
地域特認取組	省耕起（不耕起）播種	2	27		耕起による土壌の物理的撹乱を抑えることで、CO_2の元となる炭素の土壌からの排出を削減
地域特認取組	緩効性肥料の利用×長期中干し	3	6,820	N_2O、CH_4	緩効性肥料の利用により農地からのN_2O排出を削減するとともに、長期中干しにより農地からのCH_4排出を削減
地域特認取組	緩効性肥料の利用×省耕起	1	349	N_2O、CO_2	緩効性肥料の利用により農地からのN_2O排出を削減するとともに、省耕起により土壌からの炭素排出を削減
地域特認取組	緩効性肥料の利用×深耕	1	1	N_2O	緩効性肥料の利用により農地からのN_2O排出を削減するとともに、茶園の残渣をすき込むことでもN_2O排出を削減
地域特認取組	IPM×長期中干し	3	6,712	CH_4	長期中干しにより水田からのCH_4排出を削減
地域特認取組	IPM×秋耕	7	2,432		収穫後の稲わらをすき込むことで、翌年の湛水時に水田からのCH_4排出を削減

＊実施面積は平成 29 年度の数値。「IPM×長期中干し」及び「IPM×秋耕」は下線部の取組における地球温暖化防止効果を評価

図 3-1 土壌の炭素貯留と地球温暖化の関係

(D:見える化サイト HP (http://soilco2.dc.affrc.go.jp/))

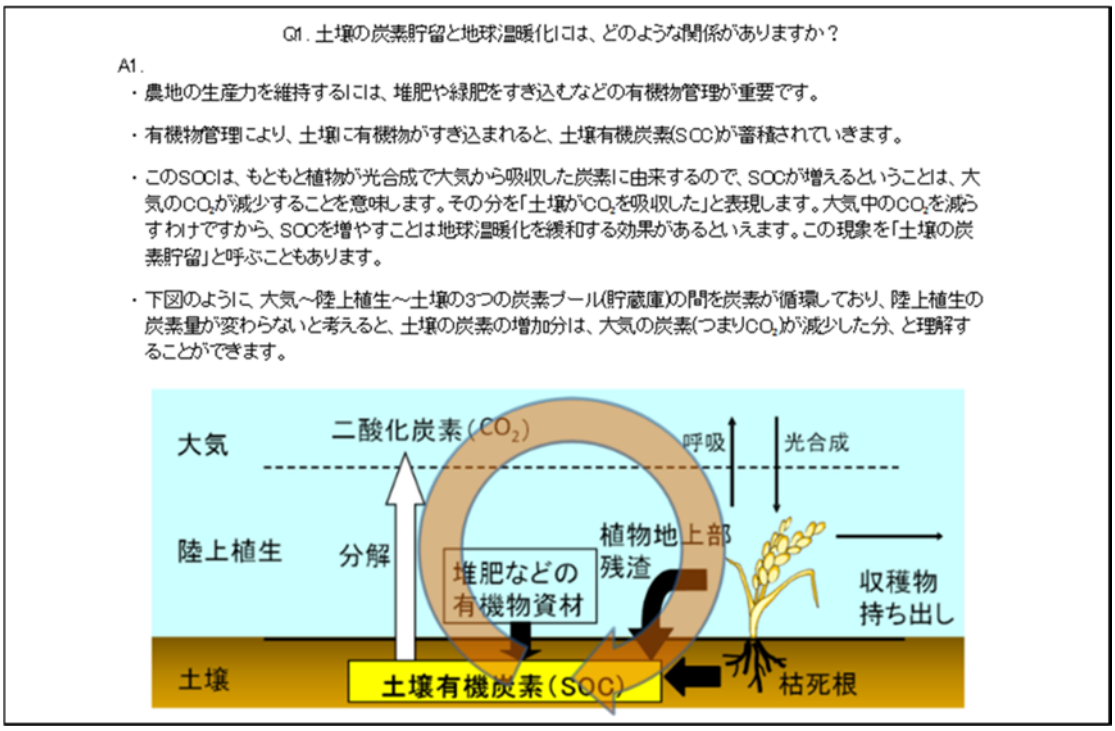

（２）効果測定及び評価基準

地球温暖化防止取組の効果については、農研機構が開発した「土壌の CO_2 吸収「見える化」サイト 」（以下「見える化サイト」という。）の活用が可能な取組については見える化サイトを用いて調査し、それ以外の取組については、専門家の意見を踏まえて計算式を設定の上で調査（調査の概要は表３－２参照）し、温室効果ガスの削減が確認されたもの（化学肥料５割減による温室効果ガス削減量 0.03tCO2/ha/年を超えるもの（図３－２－１））を「効果が高い」、温室効果ガス削減が確認されないものを「効果が低い」と評価する。

なお、複数の取組を組み合わせ、それぞれに地球温暖化防止効果又は生物多様性保全効果がある取組については、それぞれごとに効果を評価する。

実績が無い等により調査が行えなかった場合「効果が低い」とする。

（３）取組ほ場における温室効果ガス削減量

平成 29 年度及び 30 年度に実施した調査結果は表３－３のとおり（異なる種類の温室効果ガス重量の CO_2 換算については図３－２－２参照）。

リビングマルチについてはほぼ全取組で効果が高かったが、１県の取組で効果が低い評価となった。これは当該県における取組において堆肥の施用を全く行わなかったことによる（地域の慣行では堆肥を施用）。また緩効性肥料と長期中干しを組み合わせた取組（対象作物：水稲）の単位面積当たり温室効果ガス削減量は合わせて 2.20 tCO_2/ha/年であるが、緩効性肥料に由来する温室効果ガス削減量は 0.01

tCO_2/ha/年に過ぎず、緩効性肥料の取組については効果が低い評価となった。

その他の取組については効果が高い評価となった。

単位面積当たり温室効果ガス削減量に直近の実施面積を乗じた全体の温室効果ガス削減量では、堆肥の施用（44,951 tCO_2/年）で最も大きくなり、次いでカバークロップ（32,564t CO_2/年）、IPM に長期中干しを組み合わせた取組（25,975tCO_2/年）となり、全ての取組分類の数値を合計した温室効果ガス削減量は 150,631tCO_2/年となった。（都道府県別取組別調査結果については別添参照）

また、有機農業の取組については、全調査ほ場平均は 0.93tCO_2/ha であったが、このうちカバークロップもしくは堆肥の投入を行ったほ場の平均は 1.65tCO_2/ha で、より高い効果がみられた（表３－４）。

なお、「炭の投入」については、今回の調査においては「投入してから 100 年後の推定炭素貯留量」を推定する計算式により調査したことから参考（0.80tCO_2/ha）として扱うが、今後、新たな研究成果が示されれば、他の取組と同列の評価を行うこととする（表３－５）。

図 3-2-1 化学肥料５割減による温室効果ガス削減量（D:農業環境対策課作成）

化学肥料（窒素）について標準的施肥を行った場合と、環境保全型農業直接支払交付金実施要件である「化学肥料由来窒素量５割削減」を行った場合における「温室効果ガス排出量」の試算を行った。

・『土壌の CO_2 吸収「見える化」サイト』を使用

・試算対象作物は水稲とし、化学肥料による窒素投入量は 5.94kgN/10a 〔同サイト標準的管理設定値〕とした。（５割削減については 2.97 kgN/10a とした）

・47 都道府県（県庁所在地）における、土壌タイプ（①灰色土、②黒ボク土、③グライ土（①～③で国内ほ場の６割を網羅））それぞれの平均値を試算

(tCO_2/ha/年)

土壌タイプ	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減量 (1)－(2)
	全量施肥(1)	5割削減(2)	
①灰色土	8.61	8.59	0.02
②黒ボク土	6.30	6.27	0.03
③グライ土	8.09	8.06	0.03

平均 0.03

図 3-2-2 温室効果ガス重量の CO2 換算（D:農業環境対策課作成）

各種の数値のCO_2換算について

（1）炭素のCO_2換算

カバークロップ、堆肥の施用、炭の投入など土壌への炭素貯留量をもとに評価する取組は、評価する炭素（C）の重量を元に、CO_2の分子量（44）と炭素の原子量（12）の比を考慮して44÷12＝3.67を係数としてCO_2換算を行う。

例）0.1t-C/ha → 0.367t-CO_2/ha

（2）CH_4、N_2OのCO_2換算

CH_4やN_2Oの排出削減が見込まれる取組については、「地球温暖化係数（GWP）」（一定期間にそれぞれの温室効果ガスが及ぼす地球温暖化への影響についてCO_2の影響を1としたときの係数）を用いることで、CO_2換算を行う。

今回の評価においては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）の第5次評価報告書（AR5）に掲載されている最新値を使用する。

CH_4： 34

N_2O：298

例）0.1t-CH_4/ha → 3.4t-CO_2/ha、0.1t-N_2O/ha → 29.8t-CO_2/ha

表 3-2 地球温暖化防止効果に係る調査の概要（D:農業環境対策課作成）

対象取組の種類		調査（評価）方法		調査実施都道府県	調査数
全国共通	有機農業	見える化サイト	カバークロップ等の植物体のすき込み量、堆肥の施用量等を入力し標準的管理と比べたCO_2削減量を計算	北海道ほか計47	48
	カバークロップ			北海道ほか計45	465
	堆肥の施用			北海道ほか計39	385
地域特認	リビングマルチ			北海道ほか計12	34
	草生栽培			北海道ほか計12	29
	敷草用半自然草地の育成管理			長崎県	1
	炭の投入	見える化サイト以外（既存の研究データを基に計算方法を作成）	使用している炭の成分情報（炭素、水素の割合）等を用いて炭素貯留量（投入してから100年後の推定値）を計算	山形県、新潟県、滋賀県、京都府	4
	省耕起（不耕起）播種		地域における標準的な土壌炭素量等を用いて、土壌からの炭素放出抑制量を計算	佐賀県	1
	緩効性肥料の利用×長期中干し		窒素施肥量等を用いて緩効性肥料によるN_2O削減量を調査するとともに、標準的なCH_4排出量等を用いて長期中干しによるCH_4削減量を計算	滋賀県、京都府、大分県	3
	緩効性肥料の利用×省耕起		窒素施肥量等を用いて緩効性肥料によるN_2O削減量を調査するとともに、地域における標準的な土壌炭素量等を用いて、土壌からの炭素放出抑制量を計算	滋賀県	2
	緩効性肥料の利用×深耕		窒素施肥量等を用いて緩効性肥料によるN_2O削減量を計算（深耕の効果については、研究データが不十分なことから今回の評価では対象外）	滋賀県	1
	IPM×長期中干し		標準的なCH_4排出量等を用いて長期中干しによるCH_4削減量を計算	岩手県、石川県、滋賀県	3
	IPM×秋耕の実施		標準的なCH_4排出量等を用いて秋耕によるCH_4削減量を計算	岩手県、山形県、福島県、富山県、福井県	5

＊「IPM×長期中干し」及び「IPM×秋耕」は下線部の取組における地球温暖化防止効果を評価

表 3-3 地球温暖化防止効果の調査結果（C1）

	対象取組の種類	調査件数	単位当たり温室効果ガス削減量（tCO_2/ha/年）	実施面積（ha）	温室効果ガス削減量（tCO_2/年）
全国共通	有機農業	48	0.93	14,537	13,519
	カバークロップ	465	1.77	18,398	32,564
	堆肥の施用	385	2.26	19,890	44,951
地域特認取組	リビングマルチ	34	1.02	1,790	1,826
	草生栽培	29	1.09	124	135
	敷草用半自然草地の育成管理	1	1.72	14	24
	省耕起（不耕起）播種	1	1.00	27	27
	緩効性肥料×長期中干し	3	(緩効性肥料)0.01 (長期中干し)2.19	6,820	68 14,936
	緩効性肥料×省耕起	2	(緩効性肥料)0.31 (省耕起)1.00	349	108 349
	緩効性肥料×深耕	1	(緩効性肥料)0.72 (深耕)非評価	1	1 -
	IPM×長期中干し	3	3.87	6,712	25,975
	IPM×秋耕	5	6.64	2,432	16,148

計　150,631 tCO_2/年

表 3-4 有機農業における地球温暖化防止効果（参考）（D：平成 30 年度追加調査）

	調査件数	温室効果ガス削減量（tCO_2/ha/年）
全ほ場平均	45	0.93
うちカバークロップもしくは堆肥を投入したほ場	29	1.65

表 3-5 炭の投入による地球温暖化防止効果（参考）（C1）

	調査件数	CO_2削減量（tCO_2/ha）
炭の投入	4	0.80

※投入してから100年後の推定炭素貯留量をCO_2換算した値

図 3-3 交付金による地球温暖化防止効果（D:農業環境対策課作成）

調査の結果、本交付金で支援している取組により150,631 tCO_2/年の温室効果ガスを削減。
この数値を、スギ人工林が1年間にCO_2を吸収する面積に換算すると、
（スギ人工林1ヘクタールが1年間に吸収するCO_2の量は8.8t）

→ 150,631 t ÷8.8 t/ha ≒ 17,117 ha

これを東京ドームの面積に換算すると**約3,700個分**に相当

２．生物多様性保全効果

（要旨）
○　生物多様性保全効果が見込まれる有機農業、冬期湛水管理、IPM の取組等について「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」等を用いて効果を評価
○　当該マニュアルによる調査ランク判定がＳ又はＡ評価の場合等を「効果が高い」と評価
○　各取組とも「効果が高い」と評価

（１）取組の実施状況

支援対象取組のうち、生物多様性保全効果が見込まれる取組分類とその概要を表３－６に示した。これらの取組によって、水田や畑に生息する天敵生物、鳥類、魚類など多様な生物が増加することが見込まれる。

実施面積が最も多いのは、IPM に関する取組（17,390ha）であり、次いで有機農業（14,537ha）、冬期湛水管理（7,180ha）、中干延期（1,687ha）と続き、これらの取組に比べ、それ以外の取組は面積に大きな開きがあった。

表 3-6 生物多様性保全効果が見込まれる取組分類（D:農業環境対策課作成）

対象取組の種類		該当都道府県数	実施面積(ha)	具体的な保全対象	取組内容
全国共通	有機農業	47	14,537	特になし	化学肥料・化学合成農薬を使用しない
地域特認取組	冬期湛水管理	33	7,180		冬期間の水田を湛水状態とする（2ヶ月以上の湛水期間を確保）
	IPMに関する取組	24	17,390		IPM実践指標に基づく管理を行う
	江の設置等　※	9	304		水田の一部を湛水状態とすることにより、水生生物の生息環境を確保する
	バンカープランツ、インセクタリープランツ、土着天敵	7	6		果菜類の周囲に、害虫の土着天敵を増殖・温存する作物を植栽する取組
	中干延期	2	1,687		水稲の中干開始時期を延期または中止する
	在来草種の草生による天敵利用	1	39		果樹害虫の土着天敵が生息できるよう、園内に自生する下草を高く刈って管理する
	夏期湛水管理	2	3	水生生物、鳥類等	夏期間のほ場を湛水状態に保つことで、水生生物や鳥類の生育環境を確保する
	メダカ等魚類を保護する管理	1	6	クロメダカ等	水稲作付け中は産卵数を増やすために水田内で魚類を保護し、中干し期及び冬期は、湛水を行っている場所（メダカ水路）に魚類を移動させる
	希少魚種等保全水田の設置	1	70	ニゴロブナ等	水田と排水路をつなぐ措置を講じたほ場で、ニゴロブナ等の魚類が排水路から遡上し、水田内で繁殖可能な条件を維持できるよう管理する
	光利用技術	1	-	特になし	黄（緑）色灯による夜蛾類の忌避・行動抑制や、紫外光照射によるうどんこ病の発生抑制を行う

＊江の設置等には、「夏期の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置」、「簡易ビオトープの設置」等の同様の取組を含む

（２）効果測定及び評価基準

生物多様性保全の取組の効果については、農林水産省の委託プロジェクト研究により開発された「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の活用が可能な取組についてはマニュアルを用いて調査し、それ以外の取組については、専門家の意見を踏まえてマニュアル以外の調査方法により実施し、マニュアルによる調査のランク判定がＳ又はＡ評価の場合「効果が高い」、Ｂ又はＣ評価の場合「効果が低い」と判定する。

なお、ランク判定が出来ない（設定されていない）以下の取組については、取組内容に応じて以下の基準を満たせば「効果が高い」、それ以外は「効果が低い」とする。

①夏期湛水管理

当該取組における保全対象生物の確認（鳥類：３羽以上、水生コウチュウ類：当該指標生物のランク判定でＳ又はＡ評価）

②メダカ等魚類を保護する取組、希少魚種等保全水田の設置

当該取組において保全対象とした魚種の確認

③その他の取組

当該取組の生き物調査で設定した指標生物の過半以上で、対象区より実施区の捕獲数・確認数が多い

なお、生物多様性保全効果調査の結果「効果が低い」と判定された取組については１回に限り再調査を実施し、当該調査結果で評価を行うこととする。

実績が無い等により調査が行えなかった場合「効果が低い」とする。

（３）取組ほ場における生物多様性保全の状況

平成 29 年度及び 30 年度に実施した調査結果は図３－４のとおりである。

マニュアルを用いて調査した取組（図３－４）では、実施区全体（n=120）では 83%で効果が高い結果（評価が S または A）となった。

主な取組分類別について見ても、有機農業（n=48）では 75%、冬期湛水管理（n=29）では 97%、IPM に関する取組（n=32）では 78%、江の設置等（n=7）では 86%等でＳ又はＡ評価となっており、対照区（n=107）の 34%を大きく上回った。特に対象区ではＳ評価は 2%に留まったが、有機農業、冬期湛水管理、IPM に関する取組ではＳ評価が 21～14%となるなど、各取組とも「効果が高い」結果となった。

（都道府県別取組別調査結果については別添参照）

畑や果樹園で調査したその他の取組や夏期湛水管理、メダカ等魚類を保護する管理及び希少魚種等保全水田の設置については、マニュアルの活用が困難（マニュアルでは、適用可能な地域や作物が限定されているため）であることから、上記のような４段階評価は行えないため、実施区と対照区で採捕された生物の種類や個体数の比較又は保全対象生物の確認等により評価した（別添別紙参照）。

表 3-7 生物多様性保全効果に関する調査の概要（D:農業環境対策課作成）

取組区分	取組分類	調査（評価）方法		調査実施都道府県	調査数
全国共通	有機農業（水稲）	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	水田の取組に関するマニュアル調査	北海道ほか計38	38
	有機農業（水稲以外）	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	畑の取組に関する調査①	埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、和歌山県、長崎県	7
		黄色粘着トラップによる調査を実施し、生きものの種数や個体数を比較	畑の取組に関する調査③	沖縄県	1
地域特認	冬期湛水管理	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	水田の取組に関するマニュアル調査	北海道ほか計28	28
	IPM（総合的病害虫・雑草管理）に関する取組（水稲）	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	水田の取組に関するマニュアル調査	北海道ほか計16	16
	IPM（総合的病害虫・雑草管理）に関する取組（水稲以外）	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	畑の取組に関する調査①	青森県、岩手県、福島県、長野県、奈良県	5
		黄色粘着トラップによる調査を実施し、生きものの種数や個体数を比較	畑の取組に関する調査③	三重県	1
	江の設置（「夏期の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置」、「簡易ビオトープの設置」等の同様の取組を含む）	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	水田の取組に関するマニュアル調査	山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県	7
	バンカープランツ、インセクタリープランツ、土着天敵	マニュアルを活用して調査を実施し、指標生物の個体数を比較	畑の取組に関する調査②	滋賀県、高知県	2
	中干延期	マニュアルを活用して調査を実施し、合計スコアやランクを比較	水田の取組に関するマニュアル調査	福井県、兵庫県	2
	在来草種の草生による天敵利用	黄色粘着トラップによる調査を実施し、生きものの種数や個体数を比較	畑の取組に関する調査③	滋賀県	1
	夏期湛水管理	実施区と対照区で鳥類の調査を実施して種数や個体数を比較。また、実施区においてマニュアルを活用して水生コウチュウ類の調査を実施	その他の調査	山形県、熊本県	2
	メダカ等魚類を保護する管理	中干しのための落水時に排水出口にて、また、落水後にメダカを保護するためのメダカ水路にてそれぞれメダカの採捕調査を実施	その他の調査	岩手県	1
	希少魚種等保全水田の設置	保全対象種（ニゴロブナ）について、遡上期に水田へ入る個体数と中干しのための落水時に排水路へ出ていく個体数をそれぞれ調査	その他の調査	滋賀県	1

図 3-4 生物多様性保全効果に関する調査結果（C2）

○実施区と対照区の比較

実施区					対照区				
計	S	A	B	C	計	S	A	B	C
120	20	79	20	1	107	2	34	51	20
100%	17%	66%	17%	1%	100%	2%	32%	48%	19%
	83%					34%			

※実施区と対照区のサンプル数が一致しないのは、1つのほ場で複数の実施区に対する対照区として調査が実施された場合があるため

S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。
A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。
B：生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。
C：生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。

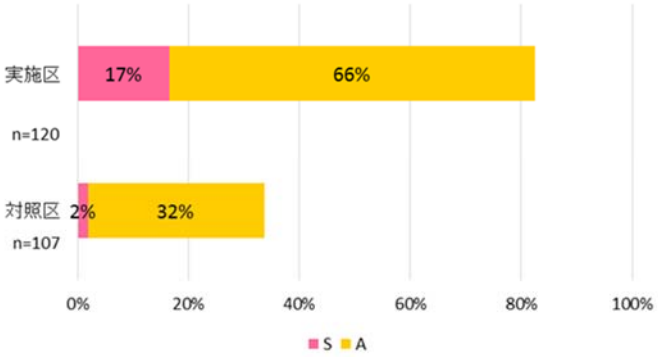

コモリグモ類の調査
（見取り）

アシナガグモの調査
（網によるすくい取り）

○実施区を主な対象取組の種類で分けた場合の比較

実施区（有機農業）				
計	S	A	B	C
48	10	26	11	1
100%	21%	54%	23%	2%
	75%			

実施区（冬期湛水）				
計	S	A	B	C
29	5	23	1	0
100%	17%	79%	3%	0%
	97%			

実施区（IPM）				
計	S	A	B	C
32	4	21	7	0
100%	13%	66%	22%	0%
	78%			

実施区（江の設置等）				
計	S	A	B	C
7	1	5	1	0
100%	14%	71%	14%	0%
	86%			

実施区（中干延期）				
計	S	A	B	C
2	0	2	0	0
100%	0%	100%	0%	0%
	100%			

対照区				
計	S	A	B	C
107	2	34	51	20
100%	2%	32%	48%	19%
	34%			

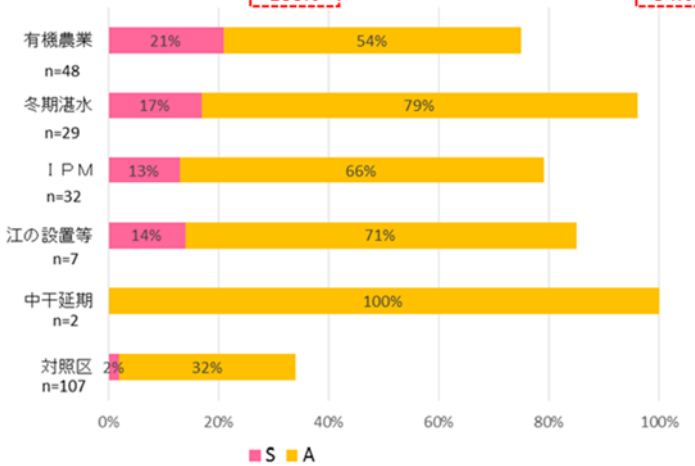

３．環境保全型農業の普及に関する効果

（要旨）

○　エコファーマー認定件数は、本交付金の実施面積の拡大とは逆に、平成 23 年度（21 万 6 千件）をピークに減少傾向で推移

○　特別栽培農産物の取組面積は、本交付金実施面積（有機農業の取組除く）の拡大にかかわらず 12 万 ha 前後で推移

○　有機農業取組面積（本交付金取組以外含む）は、本交付金実施面積（有機農業の取組）と同様にゆるやかに増加

（１）エコファーマー認定件数

エコファーマー認定件数は、本交付金の実施面積の拡大とは逆に、平成 23 年度末（216,341 件）をピークに減少傾向で推移し、直近の平成 28 年度末では 129,389 件と、前年に比べて 25,280 件減少している（図３－５）。認定件数が減少している背景としては、平成 28 年度中に計画期間（５年間）が終了した生産者が高齢化により離農したり、エコファーマー認定を受けることが農産物の価格優位性につながらないことを理由に再認定を受けなかったことによるものと考えられる。

なお、本交付金においては、エコファーマー認定を受けていない場合に支援の対象となる特例措置（図１－３参照）を設定しており、直近では支援対象農業者の半数近くが特例措置を適用していた。

（Ⅰでも述べたように、平成 30 年度からは、エコファーマーは本交付金の要件から外れた。）

図 3-5 エコファーマー認定件数と本交付金実施面積の推移（D:農業環境対策課作成）

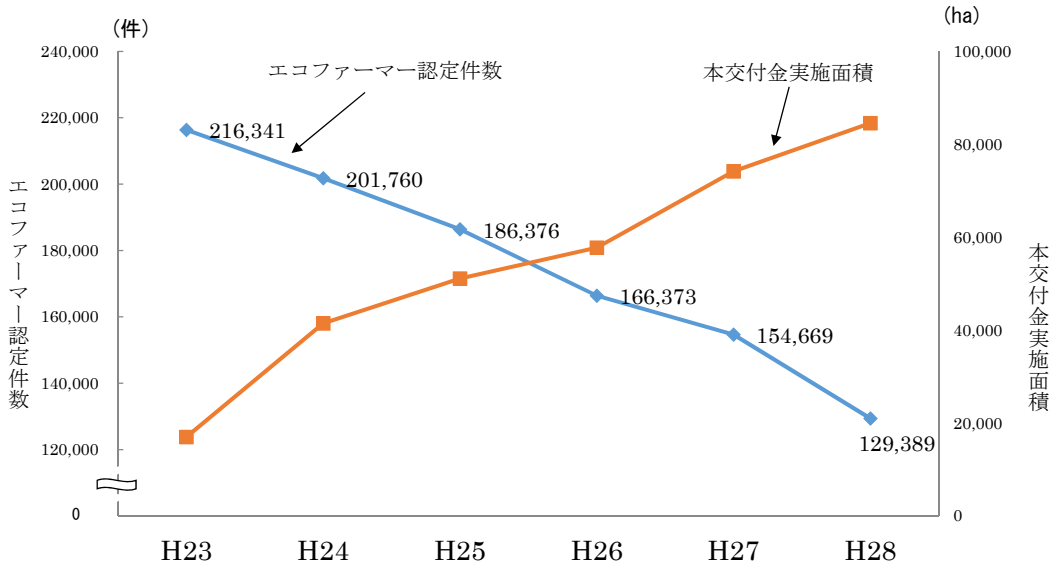

（２）特別栽培農産物の取組面積

特別栽培農産物の取組面積は、本交付金の実施面積（有機農業の取組除く）の拡大にかかわらず、平成 23 年から 27 年にかけて 12 万 ha 前後で推移している（図３－６）。

実施市町村に、本交付金の取組が特別栽培農産物の認証取得につながったか聞いたところ、効果が現れたとの回答（ほとんど（８割以上）・大半（５～８割程度）・一部（２～５割程度）のいずれかの支援対象者で効果が現れたと回答）は 30%であった（図３－７）。

図 3-6 特別栽培農産物の取組面積及び本交付金（有機農業を除く）実施面積
（D:農業環境対策課作成）

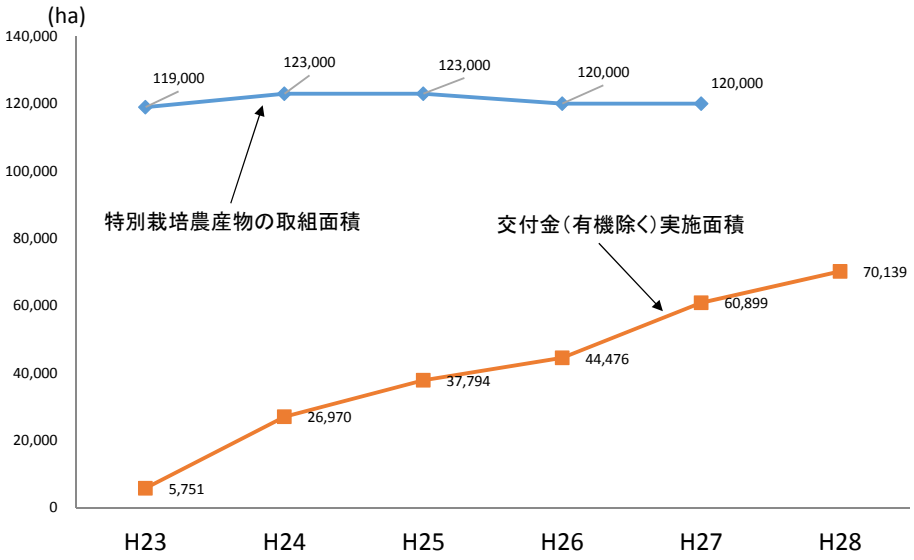

図 3-7 特別栽培農産物の認証取得への効果（C3:実施市町村）

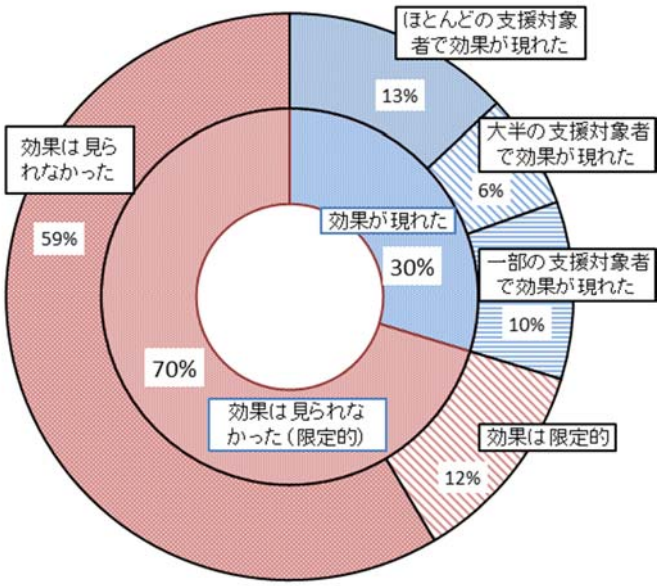

（３）有機農業の取組面積及び推進体制の整備

①有機農業の取組面積

有機農業の取組面積（本交付金の中で実施されている有機農業の取組以外も含む）は、本交付金の実施面積（有機農業）と同様にゆるやかに増加しているものの（平成 28 年度推計値は 23,000ha。図３－８）、現在のところ、我が国の耕地面積（4,496,000ha）の 0.5%に過ぎない（目標は概ね平成 30 年度までに１%）。

有機 JAS 認証の面積は、平成 28 年で 10,366ha となっており、前述した有機農業の全体面積のうち約４割を占めている（図３－８）。

交付金の取組が有機 JAS の認証取得につながったか実施市町村に聞いたところ、効果が現れたとの回答（ほとんど（８割以上）・大半（５～８割程度）・一部（２～５割程度）のいずれかの支援対象者で効果が現れたと回答）は 19%であった（図３－９）。

図 3-8 有機農業の取組面積及び本交付金（有機農業）実施面積（D:農業環境対策課作成）

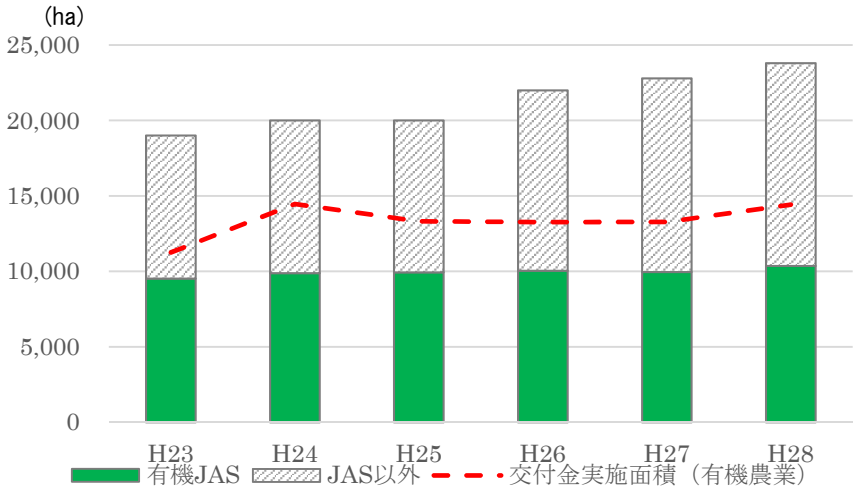

注:有機JASの面積は、翌年の4月1日現在の認定面積である。
資料:農業環境対策課推計、食品製造課調べ

図 3-9 有機 JAS の認証取得への効果（C3:実施市町村）

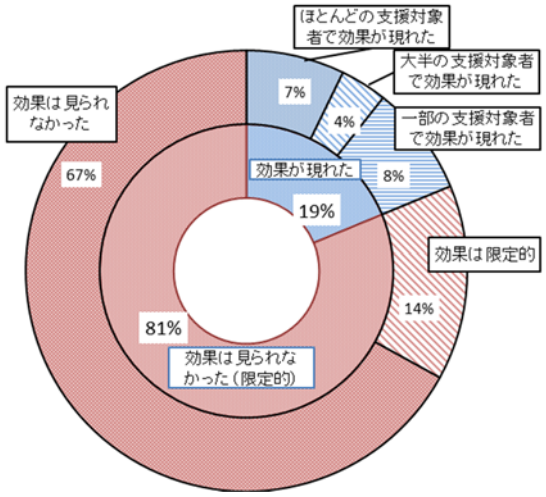

②有機農業の推進体制の整備状況

有機農業の推進体制の整備率について、国は、おおむね平成 30 年度までに、市町村における整備率を 50%以上とすることを目標としているが、直近の整備率は３割弱となっている（表３－８）。

なお、当該推進体制を整備している市町村と環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組実績がある市町村を整理してみると、交付金の取組実績はあるが推進体制が未整備の市町村が 347 存在している。今後、当該市町村における推進体制整備を図る必要がある。

表 3-8 有機農業の推進体制の整備状況（D:農業環境対策課作成）

市町村における有機農業の推進体制の整備率

単位:%

H26	H27	H30（目標）
27.1	26.9	50

図 3-10 有機農業の推進体制を整備済み市町村と環境保全型農業直接支払交付金（有機農業）の取組実績がある市町村の関係（D:農業環境対策課作成）

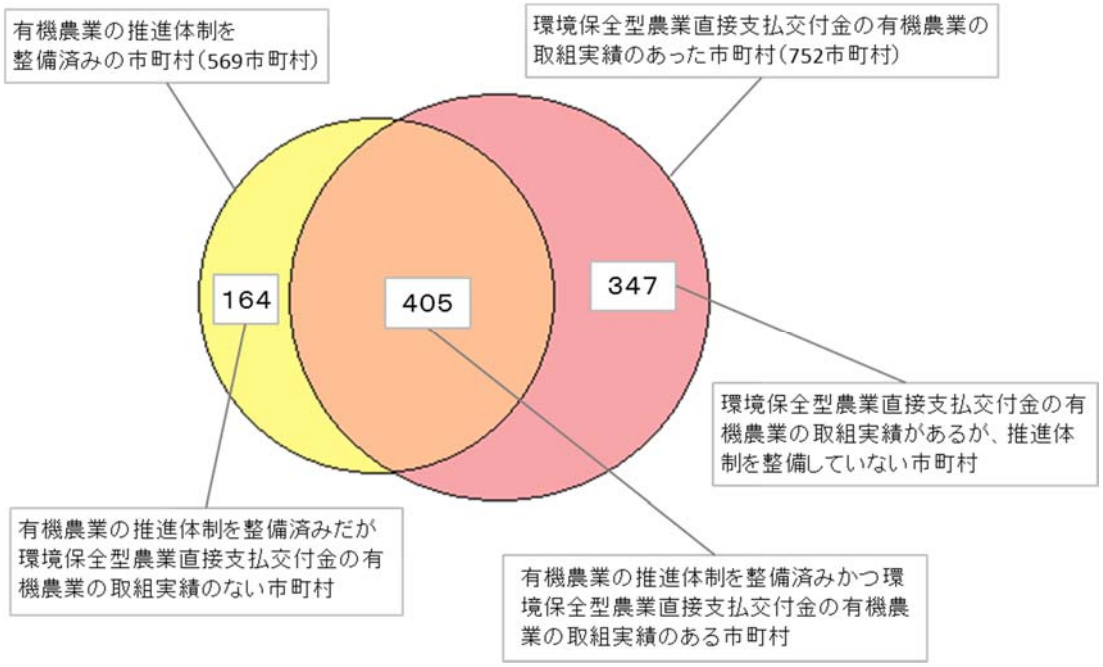

（４）GAP の認知状況等

GAP の認知状況を農業者に聞いたところ、「内容まで知っている」との回答が 47%、「内容はよくわからないが聞いたことがある」が 41%と、多くの農業者に認知されていることがうかがえる（図３－11）。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準に定められた要件を満たす方法として GAP が位置づけられたこと等により、GAP への関心が高まっていることが背景にあると考えられる。

他方、交付金の取組が GAP の認証取得につながったか実施市町村に聞いたところ、効果が現れたとの回答（ほとんど（８割以上）・大半（５～８割程度）・一部（２～５割程度）のいずれかの支援対象者で効果が現れたと回答）は５％であり、認証取得までの効果は限定的であった（図３－12）。

GAP の実施については、持続的な農業の推進に向けて必要な取組として推進しているところであり、平成 30 年度より本交付金の要件とした。

図 3-11 GAP の認知状況（C3:農業者）

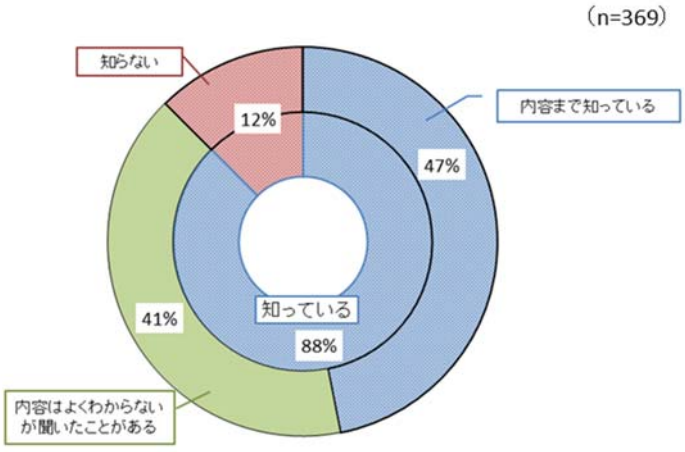
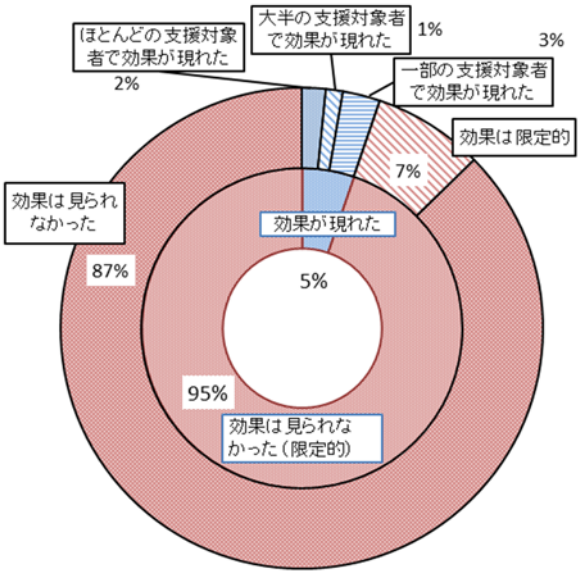
図 3-12 GAP の認証取得への効果（C3:実施市町村）